

住宅手当

住宅手当は、九州大学の職員で、自ら居住するために住宅を借り、現にその住宅に居住し、月額16,100円以上の家賃を支払っている場合に支給されます。



支払額は以下の通りです。

この場合、「家賃」とは、共益費（コンドミニアム使用料、光熱費など）を除いた純粋な家賃を指します。

月額賃料	支給額
16,100円 --- 27,000円	(月額賃料) - 16,000円
27,100円 --- 60,999円	(月額賃料-27,000円) ÷2 + 11,000円
61,000円	28,000円 (上限)

以下の従業員は住宅手当を受け取ることはできません。

- 大学寮に居住する職員。
- 被扶養者でない親が所有する住宅に居住する教職員。

連絡先

各部局等事務人事担当係